

令和7年12月定例県議会付議案

議案第 1号 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第1号）

議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）

議案第 6号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（協働参画課、税務課）

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間にNPO法人えがおサポートに対して支出された寄附金を加えるものである。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（会計指導課等）

- ①受益と負担の公平の確保を図るため、また、魚類に係る疾病の検査をより適正に実施すること、政治資金規正法の一部が改正され都道府県の選挙管理委員会が写しの交付を行う対象に国会議員関係政治団体の代表者による確認書が加えられたこと及び政党助成法の一部が改正され都道府県の選挙管理委員会が都道府県提出文書の写しの交付を行うこととされたことに伴い、手数料の新設及び額の変更を行うものである。
- ②日野川工業用水道において抜本的な老朽化対策のため多額の建設費が必要となることに鑑み、受益と負担の公平の確保を図るため、日野川工業用水道に係る給水料金を引き上げるものである。
- ③鳥取県立厚生病院において、新たに無痛分べんを行うこと及び鳥取県立中央病院において、新たな先進医療を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分		単 位	金 額
鳥取県手数料徴収条例の一部改正			
アユのエドワジエラ・イクタルリ感染症の検査		1回につき	20,200円
政治資金規正法の規定に基づく国会議員関係政治団体に係る確認書の写しの交付	A4の大きさの用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき	10円
	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき	30円
	DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき	50円
政党助成法の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	A4の大きさの用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき	10円
	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき	30円
	DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき	50円
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正			
分べん料	無痛分べん加算	1回につき	90,000円
生殖補助医療料	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	1回につき	24,000円
	膜構造を用いた生理学的精子選択術	1回につき	27,000円

引上げ

区 分		単 位	金 額	
			現 行	改正後
鳥取県手数料徴収条例の一部改正				
調理師試験の実施		1 件につき	6,100円	6,400円
鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正				
日野川工業用水道の給水料金				
ア 米子市石州府 工業団地に係る 区域	基本料金	基本使用水 量1立方メ ートルにつ き	50円	55円
	特定料金	特定使用水 量1立方メ ートルにつ き	50円 (特別の理由が あるときは、50 円以下で知事が 別に定める額)	55円 (特別の理由が あるときは、55 円以下で知事が 別に定める額)
	超過料金	超過使用水 量1立方メ ートルにつ き	100円	110円
イ ア以外の区域	基本料金	基本使用水 量1立方メ ートルにつ き	20円	23円
	特定料金	特定使用水 量1立方メ ートルにつ き	20円 (特別の理由が あるときは、20 円以下で知事が 別に定める額)	23円 (特別の理由が あるときは、23 円以下で知事が 別に定める額)
	超過料金	超過使用水 量1立方メ ートルにつ き	40円	46円
鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正				
鳥取県立中央病院の特別入院施設料				
丙	非課税とされる助産に係る資産 の譲渡等に係るもの	1 床 1 日に つき	5,000円	6,000円
	非課税とされる助産に係る資産 の譲渡等以外の資産の譲渡等 に係るもの	1 床 1 日に つき	5,500円	6,600円

廃止

区 分
鳥取県手数料徴収条例の一部改正
コイ春ウイルス血症に係る間接蛍光抗体法検査

[令和8年4月1日施行 ほか]

議案第 8 号 財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画関連用地）について
(交通政策課)

相 手 方：鳥取空港ビル株式会社
貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市湖山町西三丁目 315 番 ほか 50 筆	土 地	10,284.87 m ²

貸 付 期 間：令和 7 年 12 月 23 日から令和 27 年 12 月 22 日まで

無償貸付理由：県が策定した鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画の目標達成に向け、同空港の運営権者である鳥取空港ビル株式会社が同空港滑走路西側の未利用県有地の一部を活用して太陽光発電事業を行うため、当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第 9 号 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について（県土総務課）

地方自治法施行令の一部が改正され、売買、貸借、請負その他の契約で随意契約によることができる場合の基準額が引き上げられたことに伴い、建設工事及び測量等業務についても基準額を引き上げるものである。

[令和 8 年 4 月 1 日適用]

**議案第 10 号 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の
指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について（美術館）**

物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。
(変更内容)

契約金額：変更前 15,336,639,806 円 → 変更後 15,380,663,493 円 (44,023,687 円の増)

**議案第 11 号 事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所柁町庁舎整備等事業）の締結
についての議決の一部変更について（西部総合事務所）**

物価及び労務費の上昇による維持管理費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。
(変更内容)

契約金額：変更前 1,675,664,248 円 → 変更後 1,691,084,958 円 (15,420,710 円の増)

議案第 12 号 当せん金付証票の発売について（財政課）

令和 8 年度宝くじ発売総額：53 億円以内

(令和 7 年度宝くじ発売議決額：53 億円以内)

議案第13号 令和6年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	397,790,197	385,831,575	11,958,622	5,462,413	6,496,209

特別会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会 計 名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	1,670,506	1,619,696	50,810
公債管理特別会計	60,566,466	60,566,466	0
給与集中管理特別会計	28,449,158	28,423,281	25,877
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	103,931	63,939	39,992
国民健康保険運営事業特別会計	51,006,848	50,207,608	799,240
中小企業近代化資金助成事業特別会計	17,913	15,643	2,270
就農支援資金貸付事業特別会計	209,314	27,917	181,397
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	189,038	32,789	156,249
県営林事業特別会計	93,236	74,485	18,751
県営境港水産施設事業特別会計	276,513	273,281	3,232
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	298,688	1	298,687
港湾整備事業特別会計	110,453	94,470	15,983
収入証紙特別会計	267	267	0
県立学校農業実習特別会計	67,589	46,633	20,956
育英奨学事業特別会計	1,283,882	745,887	537,995

議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に鑑み、一般職の職員の給与水準並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、関係する諸手当の改定をする等、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・職員の給与に関する条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例
- ・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・任期付研究員の採用等に関する条例
- ・任期付職員の採用等に関する条例
- ・鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
- ・職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- ・特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例

[公布施行 ほか]

議案第 15 号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部

を改正する条例（教育人材開発課）

- (1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、教職調整額の額が引き上げられるとともに指導改善研修被認定者はその支給対象外とされたことに伴い、所要の改正を行うものである。
- (2) 教育公務員特例法の一部が改正され、義務教育等教員特別手当が校務類型に応じて支給するものとされたことに伴い、多学年学級担当手当を廃止する等、所要の改正を行うものである。

(概 要)

①義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

- ア 教育職員のうち、職務の級が給料表の 1 級、2 級又は特 2 級である者に対して支給する教職調整額の額を給料月額 100 分の 10（現行 給料月額 100 分の 4）に相当する額とする。
- イ 指導改善研修被認定者について教職調整額の支給の対象外とし、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の対象とする。

②職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 教職調整額の支給の対象とならない管理職の教育職員に対する給料月額に 4,000 円を加算する。
- イ 義務教育等教員特別手当について人事委員会規則で定める校務類型に応じて支給することとするとともに、当該手当の支給の上限額を 8,600 円（現行 8,000 円）とする。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

③職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- ア 多学年学級担当手当を廃止する。
- イ 教員特殊業務手当において、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち児童等に対する緊急の補導業務に対して支給する手当を廃止するとともに、児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に対する手当の金額を 8,000 円（現行 7,500 円）に引き上げる。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

[令和 8 年 1 月 1 日施行]

報 告 事 項

報告第 1 号 令和 6 年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事 業 名	年 度	精 算 額 (円)
文化芸術拠点施設環境整備事業費（とりぎん文化会館中央熱源機器等改修工事）	R 5 ～ R 6 年度	2 5 6, 7 9 3, 9 0 0
スポーツ環境整備事業費	R 5 ～ R 6 年度	3 6, 4 0 8, 9 0 0
とっとり花回廊施設管理費	R 5 ～ R 6 年度	2 5 3, 8 0 9, 6 0 0
豚出荷施設新設事業費	R 5 ～ R 6 年度	3 4, 9 5 8, 0 0 0
都市公園維持費	R 5 ～ R 6 年度	2 7, 8 2 8, 0 0 0

報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について

（１）鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 1 月 5 日専決）（市町村課）

公職選挙法の一部改正に伴い、公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターについて定めた規定中引用する同法の条項及び用語を改める等所要の規定の整理を行うものである。

[令和 8 年 1 月 1 日施行]

（２）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 7 年 1 月 5 日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：西伯郡南部町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 225,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 7 年 6 月 16 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

（３）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 7 年 1 月 5 日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：甲 倉吉市 法人

乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 183,898 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

県は、損害賠償金（中途解約金）387,828 円を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和 7 年 8 月 5 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、交差点で右折待ちのため停止していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

（４）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 7 年 1 月 5 日専決）（健康政策課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 98,967 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 7 年 8 月 26 日、健康政策課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、信号待ちで停止した後、車線変更をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(5) 鳥取県看護職員修学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和7年11月5日専決）
（医療政策課）

相 手 方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県看護職員修学資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）（子育て王国課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 293,029 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年9月2日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で方向転換をするため後退した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）（県土総務課）

和解の相手方：境港市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 89,041 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年6月9日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 西伯郡伯耆町 個人
乙 西伯郡伯耆町 個人
丙 米子市 法人
丁 鳥取市 法人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 11,718 円を乙に、人的損害に対する損害賠償金 144,420 円を丙に、15,108 円を丁にそれぞれ支払う。（県過失 6 割）

事故の概要：令和5年2月4日、和解の相手方甲が、一般県道米子丸山線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行き中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 西伯郡大山町 個人
乙 西伯郡大山町 個人
丙 東京都中野区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 4,279,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：令和6年10月20日、和解の相手方甲が、一般県道大山口停車場大山線を和解の相手方丙が所有し、和解の相手方乙が使用する普通乗用自動車で行き中、強風により折れた樹木に当たり、同車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 日野郡日野町 個人
乙 日野郡日野町 個人
丙 米子市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金 50,000 円を甲に、822,168 円を丙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和7年2月22日、和解の相手方甲が、主要地方道日野溝口線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行中、街路樹の枝が積雪により折れて当たり、同車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 企業
丙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 52,360 円を甲に、111,000 円を丙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和7年4月22日、和解の相手方甲が、一般県道八束水勝見線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行中、対向車とすれ違うため路側帯を通過したところ、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月6日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：兵庫県姫路市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 115,731 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年6月4日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗合自動車で行中、片側二車線道路の中央側車線を行中、外側車線に車線変更した際、左後方の安全確認が不十分であったため、外側車線を直進していた和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月6日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 422,411 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年6月30日、倉吉警察署の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 6件

令和 7 年 1 2 月定例県議会付議案

議案第 1 6 号 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例（人権・同和対策課）

インターネット上での誹謗中傷又は差別的な情報発信によって重大な被害が発生していることに鑑み、県民を被害者にも加害者にもさせないため、相談者に対する県の支援内容を明確化し、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律に基づく措置を補完しつつ、特定電気通信役務提供者又は侵害情報に係る発信者に対して侵害情報の削除の要請等を迅速に行うことにより、人権が尊重される社会づくりを図るため、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①人権に関する相談者への助言に、次の項目が含まれることを明記する。
 - ア 発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援
 - イ 特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援
- ②県民は、自己に係る侵害情報であって人権相談窓口相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができるものとする。
- ③知事は、②の求めをした者の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができるものとする。
- ④知事は、③の要請を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができるものとする。
- ⑤知事は、④の命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができるものとする。この場合において、当該公表による②の求めをした者の権利の保護に十分配慮するものとする。
- ⑥③の要請、④の命令及び⑤の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由には十分配慮して行わなければならないものとする。
- ⑦防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならないものとする。
- ⑧県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、人権啓発及びインターネットの利用に関するリテラシーの向上のための取組を積極的に行うものとする。
- ⑨④の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。
- ⑩その他所要の規定の整備を行う。

[公布日から起算して 1 月を経過した日から施行]